

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により同意を求める。

平成29年6月27日提出

今治市長 菅 良 二

記

今治市関前 近 松 安 文

今治市高橋 阿 部 馳 夫

今治市辻堂 近 本 静 信

今治市大西町 新 居 田 守

今治市菊間町 津 吉 利 幸

今治市吉海町	岡	田	勝	利
今治市郷新屋敷町	岡	林	興	通
今治市中寺	伊	藤	博	明
今治市鐘場町	淺	川	文	雄
今治市古谷	清	水	重	鬼
今治市大三島町	河	村	壯	吉
今治市玉川町	越	智		要
今治市近見町	矢	野	邦	男
今治市宮窪町	藤	本		博
今治市中寺	益	田	省	三
今治市伯方町	野	間	義	郎

今治市宮ヶ崎

石 丸 昭 二

今治市高市

宇 佐 美 俊 典

今治市上浦町

松 岡 一 誠

今治市上浦町

曾 我 治 元

今治市波方町

森 京 典

今治市玉川町

桑 田 誠

今治市阿方

竹 内 健 二

今治市菊間町

吉 井 一 浩

「理 由」

農業委員会委員の任期が平成29年7月19日で満了するので、上記の者を任命しようとするもの。

「参 照」

農業委員会等に関する法律（抜すい）

（委員の任命）

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。
- 3 委員は、再任されることができる。